

佐賀県告示第三百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十一年十二月十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 施行者の名称

佐賀市

二 都市計画事業の種類及び名称

川副都市計画下水道事業 佐賀市公共下水道（川副地区）

三 事業施行期間

平成十年十一月十一日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成十年佐賀県告示第六百三十一号、平成十二年佐賀県告

示第六百七号、平成十七年佐賀県告示第六百六十七号及び平成

十九年佐賀県告示第五百七十四号の事業地に佐賀市川副町大

字福富字一本松及び字崎ヶ江、大字早津江字一本松、字二本

松一から字二本松三まで、字三本松一、字三本松二、字四本

松、字野中、字一本杉、字五本松一、字五本松二、字二本谷、

字三本杉一から字三本杉三まで、字弥市兵工搦、字三本谷、

字四本谷、字源兵工搦、字八竜搦、字吉村搦及び字山方、大

字早津江津字早津江津、大字鹿江字道久籠二角、字太郎左工

門搦、字大道久、字咭分、字南綱場籠、字東大籠、字西大籠、

字鹿江、字九ノ坪籠一角、字野田籠、字六ノ坪籠一角、字伊

拜田籠一角及び字大綱場籠並びに大字犬井道字三本松、字四本松及び字大道久を加え、佐賀市川副町大字鹿江字道久籠三角、字伊拜田籠二角、字次郎三籠一角及び字掘切籠並びに大字犬井道字二本松、字開籠（甲）、字一本谷、字五本谷及び字亀切地内において事業地を変更する。